

9.2 緑

9.2.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.2-1 に示すとおりである。

表 9.2-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及び会場エリア内の植栽樹種の状況等を確認した。調査は、平成 25 年 12 月 2 日、平成 28 年 8 月 29 日に実施した。

イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 26 年 12 月 国土地理院）の既存資料の整理によった。

イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 緑の状況

ア. 植生等の状況

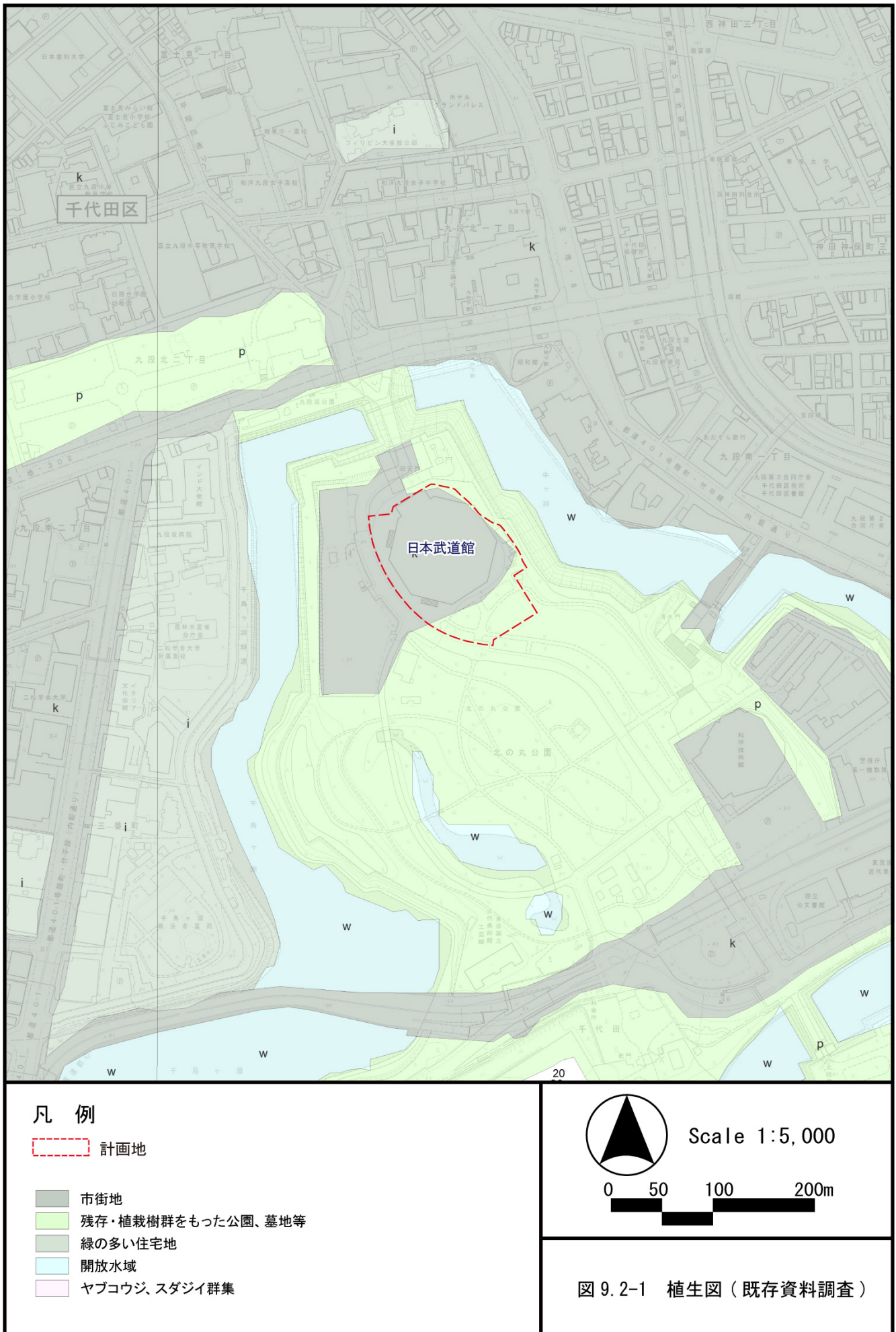
既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、図 9.2-1 に示すとおりである。計画地は皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内に位置しており、「市街地」、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」が存在する。周辺は皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）であることから、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」が広がり、さらにその周辺には「市街地」、「緑の多い住宅地」のほか千鳥ヶ淵、牛ヶ淵、清水濠の「開放水域」が広がっている。

また、現地調査による計画地及びその周辺の現存植生の状況は図 9.2-2 に示すとおりである。計画地内の植生は、日本武道館の東側の北から南にかけて常緑広葉樹林及び混交林が分布している。

イ. 緑の量の状況

計画地は皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内に位置しており、計画地内の植生は常緑広葉樹、混交林の高木が植栽帯に生育している。

計画地における既存の緑の面積は約 3,240m² である。また、計画地内の既存の緑の体積は約 37,000m³ である。





凡 例

計画地

- 常緑広葉樹林
- 常緑針葉樹林
- 混交林
- 竹林
- 落葉広葉樹林
- 落葉針葉樹林



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図 9.2-2 植生図（現地調査）

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 土壌 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形、地質等の状況」(p.47 参照)に示したとおりである。計画地は皇居外苑北の丸地区(北の丸公園)内に位置し、江戸時代に江戸城北の丸が存在した地域である。計画地及びその周辺は地盤高が T.P.23~24m である。

イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.1 土壌 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 6)気象の状況」(p.51 参照)に示したとおりである。計画地周辺の東京管区気象台における年間降水量及び年平均気温の平年値(昭和56年~平成22年)は、1,528.8mm、15.4℃である。

ウ. 地域社会とのつながり

(ア) 計画地及びその周辺の歴史

日本武道館は、我が国伝統の武道をとくに青少年の間に普及奨励してその精神を高揚し、質実剛健の気風を育成して、我が国民族の発展に寄与するとともに、広く世界の平和と福祉に貢献することを目的に、昭和39年10月3日に開館した。日本の武道(柔道・剣道・弓道・相撲・空手道・合気道・少林寺拳法・なぎなた・銃剣道・古武道)の稽古場、競技場として使用されているほか、武道の普及振興を目的とした各種武道大会や、書道の普及奨励事業に使用されている。また、国家行事や教育・スポーツ・社会・文化・芸能・産業振興等の行事に幅広く利用され、その際には多数の人が訪れている。

計画地及びその周辺が位置する皇居外苑北の丸地区(北の丸公園)は、昭和44年に昭和天皇の還暦を記念し、国民公園として開園し、広く一般に利用されており面積は約193,000m²である。江戸時代に江戸城北の丸が存在し、明治時代からは近衛師団の兵営地等として利用され多くの建物が建てられたが、戦後になり皇居周辺の緑地として活用することを目的として森林公園としての改修が進められた。戦後に多くの建物を取り壊し、新たに造営された芝生地や池、ヤマモミジ、ケヤキ、コナラ、クヌギ等の里山の木々や、野鳥が好む実のなる木、花木などが数多く植えられた落葉樹林、戦前から残る周縁部の常緑樹林などで構成され、皇居と一体となった森林公園としての景観や自然環境が形作られている。園内にはベンチ、売店等が設置され、散策、休息、自然観察、ジョギング等の利用者が見られ、人々の憩いの場となっている。公園内には日本武道館のほか、国立近代美術館・国立近代美術館工芸館や科学技術館、国立公文書館が立地しており、見学者が多数訪れている。

(イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 土壌 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p.51 参照)に示したとおりである。計画地は教育文化施設、公園、運動場等となっている。計画地周辺には、千鳥ヶ淵などの皇居外苑を取り囲むお濠、昭和館、東京国立近代美術館、工芸館、国立公文書館、科学技術館などの文化施設が存在する。

4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.2-2 に示すとおりである。

計画地は、東京における自然の保護と回復に関する条例及び千代田区緑化推進要綱（平成 10 年千代田区）に基づき緑化基準が定められている。

表 9.2-2 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。 (緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。
千代田区緑化推進要綱 (平成 10 年千代田区)	(目的) 第 1 条 この要綱は、「千代田区緑の基本計画」に基づき、建築物及びその他の施設を設置し、管理する際の緑化に関する必要事項を定めることにより、千代田区における緑豊かな都市景観の創出と良好な生活環境の保全及び改善を図ることを目的としている。 (対象行為) 第 3 条 この要綱の対象となる行為は、以下の 2 号に規定するものとする。 (1) 建築基準法第 18 条第 2 項に規定する通知を必要とする公共施設の建築行為とする。 (2) 敷地面積が 250 平方メートル以上のものであって、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認を必要とする民間施設の建築行為とする。 2 第 1 項第 2 号に該当しない民間施設の建築行為については、別紙 1-1 に定める接道部緑化率により、可能な限り緑化に努めるものとする。 3 区が設置し、または管理する道路・公園等については、別紙 1-3 により緑化を図るものとする。規則で定める規模以上の敷地について規則で定める建築行為等を行おうとする者は、事前にその行為に係る敷地の緑化に関する計画書(以下「緑化計画書」という。)を区長に提出し、認定を受けなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.2-3 に示すとおりである。

表 9.2-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物(以下「在来種」という。)を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
豊かな緑を育むための都市緑化植物ガイドライン (平成 23 年 10 月 千代田区)	「豊かな緑を育むための都市緑化ガイドライン」は、千代田区の行政計画が目指す豊かな緑の実現を図ることを目的として、千代田区の自然が育んできた植生ふまえ、都市環境にふさわしい植物を選択し、期待される代表的な都市緑化植物として示すものである。 民有緑地・街路樹・街区公園等について、これらの植物を活用して豊かな緑地を形成する具体例を示し、加えて、区道街路樹の現状と再生・更新について提言している。これにより、将来の都市緑地が、その地域の植栽環境や、その地域に暮らし・働き・学ぶ多くの人たちになじみ、千鳥ヶ淵のソメイヨシノや皇居外苑のクロマツ等の千代田区を代表する植物に生育し、区全体を質の高い緑としてその増進を図るものである。

9.2.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、東京2020大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

(5) 予測結果

1) 植栽内容の変化の程度

計画地は皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内に位置し、計画地内の植生は日本武道館の周囲に常緑広葉樹（クスノキ、タブノキ）、混交林（ケヤキ、ソメイヨシノ）の植栽高木が分布している。

事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。また、植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮してクスノキ等の日本在来の樹種を選定し、北の丸公園との景観の連続性を確保する計画としている。

したがって、現況と同様の植栽内容が維持されると予測する。

2) 緑の量の変化の程度

計画地は皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内に位置し、計画地内の植生は日本武道館の周囲に常緑広葉樹（クスノキ、タブノキ）、混交林（ケヤキ、ソメイヨシノ）の植栽高木が分布し、現状の緑の面積は約 3,240m² である。

事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。また、「7. 日本武道館の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画 (7)緑化計画」(p.19 参照)に示したとおり、東京における自然の保護と回復に関する条例及び千代田区緑化推進要綱に基づく手続きを満たす計画としている。今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としていることから、事業による影響は低減されると予測する。

9.2.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。
- ・既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。
- ・植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮してクスノキ等の日本在来の樹種を選定し、北の丸公園との景観の連続性を確保する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。
- ・ヒマラヤスギの大樹等の保存状況、公園内に移植する中低木の移植状況及び植栽状況について、フォローアップで確認する。

9.2.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、法令等の緑化面積基準等とした。

(2) 評価の結果

事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。また、植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮してクスノキ等の日本在来の樹種を選定し、北の丸公園との景観の連続性を確保する計画としている。

本事業の緑化計画は、図7.2-7（p.22参照）のとおりであり、東京における自然の保護と回復に関する条例及び千代田区緑化推進要綱に基づく手続きを満たす計画としている。今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。また、植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して選定する計画としている。

以上のことから、評価の指標は満足するものとする。

